

「死亡災害防止緊急対策」

大阪労働局（局長 西岸正人）では、大阪府下の死亡災害が9月から急増し、11月10日現在、前年同期比11.9%増で推移しており、本年の死亡者数が昨年63名を超える事態が懸念されることから、「死亡災害防止緊急対策」を実施することとした。

特に、死亡災害が急増している製造業（11月10日現在13人、前年同期比+7人、+116.7%）及び、業種別で最多の建設業（11月10日現在、16人、前年同期比+3人、+23.1%）を対象とし、12月に大阪府下のすべての労働基準監督署による集中的な立ち入りによる監督指導、個別指導等を実施することとしている。

本年11月10日現在の労働災害による死亡者数は、47人で前年同期比5人、率にして11.9%増加している。

このうち、製造業における死亡者数は13人で、前年同期比7人、率にして116.7%増加している。特に、多発傾向にある機械等による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策の徹底を図るよう指導することとしている。

また、建設業は業種別で最多の16人が死亡し、全産業の34%に当たる。建設業における16人の死亡災害をみると、墜落・転落災害が10人（前年同期6人）と最も多く、過半数を占めていることから、足場等からの「墜落・転落災害」の防止対策の徹底を図るよう指導することとしている。

12月は監督署における集中的な立ち入りによる監督指導及び個別指導を実施するとともに、労働災害防止団体等と連携した工場や建設現場へのパトロールのほかあらゆる機会をとらえ、年末の労働災害防止について呼びかけていくこととしている。

なお、労働災害防止対策に係る重点指導項目については以下のとおりである。

【製造業】

- ①作業開始前のKY活動（危険予知活動）を実施すること
- ②クレーン等の危険作業における、有資格者の配置を徹底すること
- ③フォークリフト作業時における作業計画を策定し、遵守すること
- ④プレス作業などの危険作業における安全装置の有効使用を徹底すること
- ⑤機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置を徹底すること

【建設業】

- ①作業開始前のKY活動（危険予知活動）を実施すること
- ②クレーンの運転、足場の組立等の危険作業における、有資格者の配置を徹底すること
- ③足場の手すり設置、開口部の養生などの墜落・転落防止措置を徹底すること
- ④スレート屋根上の作業における、踏み抜き防止措置を徹底すること

製造業の死亡災害が増えています！

今年の大阪府内の死亡災害の状況は、本年11月10日現在で47人と、前年を上回るペースで推移しています。

その内製造業における死亡災害は、13人となり、前年同期比で7人、116.7%の増加という憂慮すべき事態となっています。

その内容は、事故の型別では「はさまれ巻き込まれ災害」が5人(前年同期2人)と大幅に増加し、業種別では、金属製品製造業等が6人(前年同期6人)と災害全体の半数を占めています。

また12月は、製造業において、昨年5人の死亡災害が発生しており、例年死亡災害が増加する傾向にあります。

職場の安全総点検を行なって、危険の芽を摘み取り、死亡災害を撲滅しましょう！



**裏面の自主点検表を参考に、
安全な作業を心がけて下さい！**

労働災害防止自主点検表

点検日 平成 年 月 日 ()

1	作業開始前にKY活動を実施している。	
2	事業場の整理・整頓がなされ、安全な通路が確保されている。	
3	クレーン作業、フォークリフト運転作業について、有資格者を配置している。	
4	クレーン、フォークリフトについて法定点検がなされている。	
5	フォークリフトの作業計画を作成し、作業者に周知している。	
6	プレス機械などの安全装置が有効に使用されている。	
7	機械の掃除や修理などで、機械に挟まれるおそれのあるときは、機械の運転を停止している。	
8	粉じん作業などの有害業務を行うときは、有効な保護具を使用している。	



点検者

墜落死亡災害が増加!!

大阪危険ゼロ 先取運動

11月10日現在で**47人**が死亡
前年を上回るペース!!

今年の大阪府内の死亡災害の状況は、本年11月10日現在で47人と、前年を上回るペースで推移しています。

その内**建設業での死亡災害が16人**と最も多く、全体の約34%を占めています。

また、建設業の死亡災害の**約63%が墜落・転落災害**によるものです。

年末は毎年死亡災害が増加する傾向にあり、さらに12月は大阪危険ゼロ先取運動の「墜落・転落災害防止強調期間」でもあります。

安全な手すりの設置・安全帯の使用の徹底等により死亡災害を撲滅しましょう!



裏面の自主点検表を参考に、
安全な作業を心がけて下さい!

墜落災害防止自主点検表

点検日 平成 年 月 日 ()

1	開口部には手すり・中さん・幅木等を設けている。	
2	高さ2m以上の箇所での作業では、足場等を設置し、墜落防止措置を講じている。	
3	枠組み足場の筋交いの下に、下さん(15cm～40cm)等を設けている。	
4	単管足場・くさび式足場には、手すりに加え、中さん(35cm～50cm)等を設けている。	
5	高さ5m以上の足場の組立解体の作業では、足場の組立て等作業主任者を選任している。	
6	足場の組立て等作業主任者に安全带等の使用状況を監視させている。	
7	足場と躯体との間隔が広く、墜落のおそれのある箇所には、手すりを設置するか、足場板で養生する等の措置を講じている。	
8	スレート上での作業では、歩み板を敷く・防網を張る等、踏み抜き防止措置を講じている。	



点検者
